

# 静岡県少年警察協助手運用要綱の制定について

(令和4年2月24日例規第11号)

この度、別添のとおり「静岡県少年警察協助手運用要綱」を定め、令和4年4月1日から施行することとしたので通達する。

なお、静岡県少年警察協助手制度の制定について（昭和55年甲通達少第20号）は、令和4年3月31日限り廃止する。

別添

## 静岡県少年警察協助手運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、県警察と協働して少年の非行防止活動を行う少年警察協助手（以下「協助手」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 任務

協助手は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- 1 非行少年等（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第6号から第10号までに規定する者をいう。）の発見及び補導
- 2 少年の規範意識の向上等に資する活動
- 3 少年に有害な環境の浄化に資する活動
- 4 その他県警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力

### 第3 委嘱

- 1 協助手の委嘱は、署長の推薦により本部長が委嘱状（様式第1号）を交付して行うものとする。
- 2 署長は、次に掲げる要件を備える者の中から少年警察協助手推薦書（新任用）（様式第2号）又は少年警察協助手推薦書（再任用）（様式第3号）により本部長に適任者を推薦するものとする。
  - (1) 管轄区域内に住居を有すること。
  - (2) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
  - (3) 任務の遂行に必要な熱意を有し、かつ、少年補導について適格性を有すること。
  - (4) 健康で実行力を有すること。
  - (5) 少年の非行防止に協力するための時間的余裕を有すること。
  - (6) 地域の実情に精通していること。
- 3 協助手の各署別定数の基準は、別表のとおりとする。
- 4 県本部人身安全少年課及び署に協助手の名簿を備え付け、委嘱又は解嘱の状況を明らかにしておくものとする。
- 5 署長は、協助手に対し少年警察協助手証（様式第4号）を交付するものとする。

### 第4 任期

- 1 協助手の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 協助員に欠員が生じたときはこれを補充するものとし、補充による協助員の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第5 解嘱

- 1 署長は、協助員が次のいずれかに該当するときは、解嘱上申書（様式第5号）により本部長に当該協助員の解嘱を求めることができる。
  - (1) 第3の2の要件を欠くこととなったとき。
  - (2) 協助員たるにふさわしくない非行があったとき。
- 2 本部長は、前記1の規定による解嘱の求めを相当と認めたときは、解嘱通知書（様式第6号）を交付して協助員を解嘱するものとする。

#### 第6 連絡会

- 1 協助員は、その知識及び技能の向上を図り、並びに管轄区域内における非行防止対策の効果的な実施について連絡及び協議を行うため、少年指導委員（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条の少年指導委員をいう。以下同じ。）と共同して署単位に連絡会を組織する。
- 2 連絡会の会議は、会長が招集し、年1回以上開催するものとする。
- 3 連絡会の会議は、前記2に規定するほか、署長の要請により随時開催するものとする。
- 4 連絡会は、必要と認めるときは、学校その他の関係機関又は関係団体の代表者の参加を求めるものとする。
- 5 連絡会の運営に関し必要な事項は、各連絡会の会則で定めるものとする。

#### 第7 協議会

- 1 連絡会は、相互の連絡協調を保ち、並びに協助員及び少年指導委員の知識及び技能の向上を図るため、静岡県少年警察ボランティア連絡協議会（以下「協議会」という。）を組織する。
- 2 協議会の会議は、会長が招集し、年1回以上開催するものとする。
- 3 協議会は、必要と認めるときは、教育委員会（県及び政令市に置かれるものに限る。）、県私学協会、県青少年育成会議その他の少年関係機関又は少年関係団体の代表者の参加を求めるものとする。
- 4 協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会の会則で定めるものとする。

#### 第8 運用上の留意事項

- 1 署長は、協助員が委嘱されたときは、速やかにその参集を求め、少年非行の傾向、関係法令の基本的知識、少年補導の基本的心構え、受傷事故防止その他任務遂行上必要な事項について十分に教養を実施するほか、協助員が参集する機会を利用して随時必要な教養を実施すること。
- 2 署長は、少年警察活動を行う場合において、協助員に協力を依頼するときは、当該協助員の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分に考慮した上で、最も適任

と認められる者を選定すること。この場合において、少年相談、継続補導又は被害少年に対する継続的支援に係る協力の依頼にあつては、特に慎重に人選するとともに、その活動についても補助的な活動に限定し、適切に役割を分担すること。

- 3 署長は、協助員がその任務を通じて知り得た秘密を漏らすことがないように指導を徹底すること。